

藤岡市庁用車広告掲載取扱いに関する基準

(目的)

- 1 この基準は、本市が所有する庁用車（以下「庁用車」という。）に対する広告の掲載について、藤岡市有料広告掲載要綱（平成 18 年告示第 73 号。以下「要綱」という。）及び藤岡市有料広告掲載基準に規定する事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載位置)

- 2 広告掲載の位置は、庁用車の用途及び運行の安全を妨げない限度において、庁用車ごとに定める。

(掲載方法)

- 3 広告掲載は、ラッピング・フィルム（以下「広告物」という。）により前項の規定により定められた位置に貼付する方法で行う。

- (1) 広告掲載者は、市の指定する仕様に従い、その負担において広告物を製作し、庁用車に貼付し、及び撤去するものとする。
- (2) 広告掲載者は、前号の広告掲載及び撤去を行なおうとするときは、庁用車の用途及び運行業務に支障が生じないように市と協議の上、日程、工程を決定し、施工するものとする。
- (3) 前号の規定による広告物の掲載又は撤去により、庁用車の車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、当該広告掲載者が経費を負担して原状回復するものとする。

(掲載の規格及び掲載料)

- 4 広告掲載の規格及び掲載料は、別表に掲げるとおりとする。

(掲載の申込み)

- 5 藤岡市庁用車へ広告掲載をしようとする者（以下「広告掲載申込者」という）は、藤岡市有料広告掲載要綱第 5 条に規定された有料広告掲載申込書及び暴力団排除に関する誓約書を掲載希望日の 45 日前までに提出しなければならない。また、広告掲載申込者の住所若しくは所在地（以下「住所」という）が市外のときは、当該住所を有する市区町村長が発行する未納税額のない証明書（完納証明書）及び広告掲載申込者が法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては事業内容や活動内容が記載された規約またはパンフレット等を提出することとする。

(掲載できない広告)

- 6 藤岡市有料広告掲載基準（内規）の第 5 項第 1 号コに規定する、その他、広告として掲載することが不相当と市が認める広告とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 蛍光、反射効果を有する材質が使用されたもの等、庁用車運行中に周囲の運転者の誤認を招くおそれのあるもの
 - (2) 文字表記が縦書きであるもの等、庁用車運行中に周囲の運転者の注意力が散漫となるおそれがあるもの
 - (3) 前 2 号のほか、道路交通の安全を阻害する恐れのあるもの
 - (4) 公用車運行上の支障となるもの

(掲載期間)

- 7 広告掲載の期間は 1 箇月を単位とし、1 件の広告掲載の期間は、最大で 1 年間とする。
 - (1) 広告掲載の開始日及び終了日は、広告掲載者と市が協議の上、庁用車の運行管理状況等勘案し、定めるものとする。

(広告物の修復)

- 8 庁用車に広告物を掲載した後に、庁用車の運行に伴う事故等により広告物がき損し、又は破損したときは、市が経費を負担して修復を行なうものとする。
 - (1) 経年に起因する広告物の色あせなどの劣化については、市が経費を負担する修復の対象とは

しないものとする。

(掲載料の還付)

- 9 要綱第 6 条による広告の取りやめの場合以外で、市の都合により広告掲載ができなくなったときは、要綱第 9 条により返還することができる。

附 則

この基準は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。